

鳥取臨心士会 201303 号

平成 25 年 11 月 30 日

一般社団法人日本臨床心理士会

会長 村瀬 嘉代子 先生

副会長・資格法制化 PT 代表

野島 一彦 先生

鳥取県臨床心理士会

会長 落合 潮

代議員 灘本 百美

事務局長 菊池 義人

心理師（仮称）国家資格案の推進に関する当会からの照会（御質問）への回答について（お願い）

日ごろから会務執行にご尽力いただき、感謝申し上げます。さて、当会発平成 25 年 10 月 14 日付「心理師（仮称）国家資格案の推進と一般社団法人心理研修センターの要望書について（照会）」及び平成 25 年 11 月 10 日付「心理師（仮称）国家資格案の推進に対する追加質問について」という照会（質問）に關しまして、貴会発、平成 25 年 11 月 21 日付で「10 月 14 日、11 月 10 日付文書へのお返事」をいただきました。それによりますと、「当会は、メールや文書での意見交換は基本的には行わないとの方針であります。当方より野島副会長・資格法制化 PT 代表と資格法制化 PT メンバーがそちらに出向きますので、（貴会の全会員に参加を呼びかけての）『資格関連説明会』の開催を要望します。」とのことでした。

これについて、当会としては、平成 24 年 6 月 7 日付『5 月 29 日付文書へのお返事』について（回答）（鳥取臨心士会 201204 号）におきまして、次のようにお伝えしてあります。

“・・・日本心理学諸学会連合、医療心理師国家資格制度推進協議会、臨床心理職国家資格推進連絡協議会の 3 団体の要望である心理職（仮称心理師）案について、貴会が理事会決議によって同意し推進していることは、すでに公にされており、既成事実となっています。そうであれば、仮称心理師案推進について、その資格案の内容がどのようなもので、それによってどのように資質が保証され、また臨床心理士にとってどのようなメリット・デメリットがあるのかを会員に説明するのは当然で、すでに最初の段階でそれは行われていなければなりません。また、なぜ日本臨床心理士会は代議員決議で臨床心理士の国家資格化の余地を残していたのにも関わらず、心理職（仮称心理師）案を推進することにしたことで臨床心理士の国家資格化を放棄したのかについても、説明すべきであるし、また説明されていなければならないと考えます。

当会からの照会は、当然すでに理事会では検討され、会員に説明されていなければならない内容を問い合わせたものですから、当会からの質問に則して、文書にてご回答くださいますようお願いいたします。もし、内容がデリケートで伝えられないというのであれば、それは当然伝えられているはずのことが実際には会員に伝えられていなかった可能性があると考えます。

その疑いを払拭するためにも、各地区での説明会の資料を添付するなどして文書でご回答、ご説明のほど、よろしく願いいたします。”（平成 24 年 6 月 7 日）

つまり、貴会にお送りした御質問の文書は、貴会の団体会員である当会が、所属する機関である貴会に問い合わせた照会文書です。内容は、貴会が国家資格を推進する上で事前に会員に伝えていなければならない

ことを問い合わせたものです。貴会の「説明会」は、実際には都道府県ごとに開催の時期がずれており、その分内容も少しずつ異なっていた可能性があります。平成25年7月31日になってようやく貴会の「国家資格化をめぐるQ&A」が会員に配信されましたが、鳥取県臨床心理士会と新潟県臨床心理士会からの御質問は省かれておりました。

7者懇見解をめぐることは、2012年6月3日の日本臨床心理士会の代議員会の場で、ある代議員の先生が「医療団体が話されたこと（※注）について、今どのようにプロジェクトチームで話されていて、どのように交渉していくのか？」と質問されました。貴会を代表する答弁者の先生は「・・・国家資格に対する日本臨床心理士会の考え方、この線にそって主張していくという形で、それなりの対応を検討している」と答弁しました。これに対して、質問した代議員の先生が「3団体要望ではなく、臨床心理士会の考え方の方ですね？」と確認したのに対して、貴会を代表する答弁者の先生は、「そうです。」とはっきり答えられました。それにもかかわらず、貴会はその後も3団体要望の線で動き、7者懇見解が3団体要望の骨子に合致しているとさえ言われるようになっていきます。貴会の代議員会で公式に答弁されていたはずなのに一体どういうことなのかと混乱を深めております。

今回、貴会に御照会いたしました日本心理研修センターの国家資格試験機関としての要望書の件と「7者懇提言」の受け入れの件については、もはや貴会の代議員にも基本的な情報が伝えられていません。日本心理研修センターは、貴会の会長が理事長に就任し、その理事長が臨床心理士以外の資格認定の実績を広く関係団体に向けて誇示し訴えかけ、そのセンターの国家資格試験機関としての要望をするという考えられない事態が起きています。また、「7者懇提言」については、そのまま受け入れるとすれば、臨床心理士の資格制度の存続が不可能になり、かつ臨床心理士のこれまでの活動や立場がほとんど生かせなくなる懸念があります。少し前に「7者懇見解」として出したものを文言も変えて「7者懇提言」として7者懇が一つ強めた形で決議せざるをえなかったということは、当然のことながら、3団体要望の国家資格案の中には「7者懇見解」が盛り込まれていないと7者懇が判断し、その帰結として「7者懇提言」が決議されたと考えるべきかと思われま

す。

これらは臨床心理士の存立にかかわる重大なことであるのに、日本臨床心理士会代議員会の場で扱われることもなく、不明な点が多いままなので、当会として御照会（ご質問）申し上げている次第です。

改めて、文書での御回答をお願いいたします。

※注 2012年3月27日の「心理職の国家資格化を目指す院内集会」で伝えられ、2013年2月25日付で、いわゆる「7者懇見解」として文書化されました。さらに、これが「7者懇提言」に発展しています。